



定額減税が6月から開始されています

昨今の物価高騰に賃金上昇が追い付かず、国民の生活に負担が重くのしかかっていることを受けて、国民の負担軽減を目的に所得税3万円、住民税1万円（合計4万円）が減税されます。

問い合わせ 税務課市民税係(☎35-0912)

定額減税とは？

令和6年分所得税と令和6年度個人住民税所得割について以下のとおり控除されます。

対象者

令和5年中の所得が1,805万円（給与収入の場合2,000万円）以下の個人住民税所得割の納税義務者

減税額

納税義務者および配偶者を
含めた扶養親族※1人につき

所得税

3万円

住民税

1万円

※控除対象配偶者や扶養親族がいる場合は、その親族なども定額減税の対象者です（右記のとおり）。

扶養親族の減税適用例

納税義務者

対象※の扶養親族数

所得税
+
住民税

4万円 + 4万円 × 人数

※合計所得金額が48万円以下（給与収入の場合、103万円以下）

例：納税義務者+扶養親族2人の場合

所得税

3万円 + 6万円（3万 × 2人） = 9万円

住民税

1万円 + 2万円（1万 × 2人） = 3万円



実施方法

▶ 減税の方法は、納税義務者本人が得る所得の種類によって以下のとおり異なります。

	所得税	住民税
給与所得者	6月分の源泉徴収額から減税 ※引ききれない分は7月以降も順次減税	・6月分は徴収しない ・減税後の年税額を7月以降11カ月で均等徴収
事業所得者 ※個人事業主など	・原則確定申告時に減税 ・前年所得などを基に行う「予定納税」で減税も	6月徴収分から減税 ※引ききれない分は、8月徴収分以降も順次減税
年金所得者	6月支給時の源泉徴収額から減税 ※引ききれない分は、8月徴収分以降も順次減税	10月徴収分から減税 ※引ききれない分は、12月徴収分以降も順次減税

定額減税しきれないと見込まれる人へ～調整給付金のご案内～

定額減税可能額が、令和6年度個人住民税所得割額または令和6年分推計所得税額を上回り、定額減税しきれないと見込まれる納税義務者に対し、「調整給付金」が支給されます。対象者には、7月下旬に通知を送付します。受給希望者は、期限までに確認書に記載されている書類を提出してください。

問い合わせ 菊川市調整給付金コールセンター（税務課内☎35-0952）

対象者 所得税と個人住民税所得割の少なくとも一方を収め、定額減税しきれない額が生じることが見込まれる人
※対象者には7月下旬、調整給付金支給確認書を郵送します。

支給金額 所得税と個人住民税それぞれで定額減税しきれない額を算出し、合算して1万円単位に切り上げた額

申請期限 12月2日（月）

申請方法 確認書に記載されている提出書類を返信用封筒で郵送または市役所本庁舎ロビー受付※まで持参
※平日午前9時～午後5時（水曜のみ午後7時まで）

支給金額具体例

減税前に所得税1万円・個人住民税所得割2万円の納税義務者の場合※控除対象配偶者、扶養親族なし

⇒ ・所得税から1万円の減税、住民税所得割から1万円の減税が行われます。

・定額減税しきれない所得税分の2万円が、調整給付金として支払われます。

※給付金額は、個別の課税状況により異なるものであり、上記はあくまで一例です。